

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え	素案 掲載 ペー
1	第2章 現状と課題 « 大阪市こども・子育て支 援に関するニーズ調査 (就学児童) 概要»	P37.38に関して 「放課後の居場所を提供する事業」と一括りにせずになくとも、留守家庭児童対策事業(学童保育)、児童いきいき放課後事業、放課後等ディサービスなど、目的の違う事業ごとのニーズ把握や計画への反映を行ってください。	「大阪市こども計画」(令和7年度～令和11年度)の策定に向け、その基礎資料とするため、令和5年度に就学前児童の保護者、就学児童の保護者、若者のニーズや意識等を把握するための調査を実施しました。調査においては、4歳以上のこどもが小学校低学年の間に、放課後過ごさせたい場所について、全般的に伺っており、大阪市で実施している「児童いきいき放課後事業」及び運営経費の一部を補助する「留守家庭児童対策事業」については、事業ごとに利用理由など詳細についてニーズを把握し、計画(素案)を策定しています。 詳細な調査結果は、 https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000626372.html をご覧ください。	37 38
2	第2章 現状と課題 « 大阪市こども・子育て支 援に関するニーズ調査 (就学児童) 概要»	P38 利用料が適当であるに関して保育料が高いので、他市のようにひとり親家庭への保育料減免の独自予算を検討してください。子ども自身が集団の中で生きる力を身につけて欲しいと思うがあるので、そのことを大切にした保育内容をしっかりつくっていただけるような環境整備を行ってください。	「大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査」における「放課後の居場所を提供する事業」としては、放課後や長期休暇、休校日等に全ての市立小学校において、こどもたちの安全・安心な活動場所を提供する「児童いきいき放課後事業」及び保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を主な対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業を実施する放課後児童クラブに対して補助金を交付する「留守家庭児童対策事業」となっております。 児童いきいき放課後事業は、留守家庭の子どもに限らず、すべての小学生を対象に、無料で、主体的な学習のほか、遊びやスポーツなど集団活動や異年齢との交流をとおり、その健全な育成を図っております。 また、放課後児童クラブは、民設民営であることから、利用にかかる費用の設定及び保育内容については、各事業者において設定されています。	38

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え	素案 掲載 ペー
3	第3章 計画の基本的な 考え方 4 施策の基本方向	学童期・思春期について、「こども・若者の“生きる力”を育成し健やかな成長をサポートする環境の充実」と記載にありますが、保育園・幼稚園を卒業した学童期には、自分で考える・仲間と協力する等、“知能を育てる”ことが最重要であると考えます。その事業軸の一つとして、“いきいき事業”の充実化について記載されていますが、いきいきの現状はご存知でしょうか。知能を育てるには、保育園の延長上と同等の保育が小学生時期・特に低学年期には最重要であると考えます。小学校だけでは知能はしっかり育ちません。小学校および放課後の保育を、どれだけ質が高い保育・教育をするかが最重要です。いきいきの利用児童数について記載がなされていますが、どの数を計上されているのでしょうか。週5日、しっかり利用している児童数を記載していますか？学童保育に預けることと迷い、安価であるため仕方なく利用している児童も少なからずいます。週1や月1利用児童もカウントに入れていませんか。たかだか週1利用した程度では、こどもの健やかな成長など、ありえません。また、たくさんの保護者と、いきいきの実態について話し合ったりしますが、指導員の方々は、ただ見守るだけで、保育はしてくれません。中には、おしゃべりをしている子供たちを静かにさせるため、拡声器を室内で使い「静かにしなさい！」と叫ぶ学校もあるそうです。「もう、いきいきに行きたくない」と、不満を述べている子たちも沢山いると聞いています。保育するのではなく、ただ問題を起こさないか、見張っているのみであると、感じている方が多いそうです。我が家は、“知能の発達・集団生活の重要を学ぶ”ことを目的とし、中大江学童保育に長男・長女を預けています。学童の子供たちは、“学童楽しい！！”と沢山の子どもたちがいつも言っています。	本計画の「第4章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画」において、児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業の令和7年度から11年度までの量の見込みをお示ししておりますが、国に示された算出方法に基づき、年齢別推計人口、就労状況及び両事業のいずれかを週4日以上利用したいという意向などから推計しております。 なお、留守家庭児童対策事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を主な対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るため、民設民営で実施されている事業者へ補助金を交付するものです。 児童いきいき放課後事業は、全市立小学校において、留守家庭の子どもに限らず、すべての小学生を対象に、放課後等の安全・安心な遊び場・居場所を提供し、その健全な育成を図ることを目的として、遊びやスポーツ、主体的な学習などの活動を実施しております。	44
4	第4章 子ども・子育て 支援法に基づく市町村計画 2 各年度における量の見 込みと提供体制の確保	留守家庭児童対策事業は、民設民営の放課後児童クラブで、実施する事業となりますが、実際は入所児童の父母のボランティアで運営している学童が多数であるため、そのような事実が分かるよう、民設民営(法人等または父母会が運営)と追記してください。	留守家庭児童対策事業は、児童福祉法第6条の3第2項第2号に定める放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の放課後児童クラブに対して、事業に要する経費の一部を補助するものであり、任意団体やNPO法人などの様々な法人格をお持ちの放課後児童クラブに運営いただいております。	52

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え	素案 掲載 ペー
5	第4章 子ども・子育て 支援法に基づく市町村計画 2各年度における量の見 込みと提供体制の確保	・学童といきいき、両者ともにニーズがあって、存在があっていると思う。ただ素案をみていて思うのが、いきいきを押し進めるにあたり、学童のニーズをないがしろにしてしまう可能性があることは慎重に考えて欲しい。居場所の提供する場としての「いきいき」、生活を提供する場の「学童」としての住み分けができる計画になるようにしてほしい。 ・いきいきは週3日通う子どもも1人とカウントされるんですか？学童はされません。なぜですか？きっちりカウントしてほしいです。	児童いきいき放課後事業は、全市立小学校において、留守家庭の子どもに限らず、すべての小学生を対象に、無料で、放課後等の安全・安心な遊び場・居場所を提供し、主体的な学習のほか、遊びやスポーツなど集団活動や異年齢との交流をととして、その健全な育成を図っております。 留守家庭児童対策事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る放課後児童クラブに対し、事業に要する経費の一部を補助するものです。 本ページに記載している両事業の量の見込みについては、国に示された算出方法に基づき、年齢別推計人口、並びに「大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査」にもとづく就労状況及び両事業のいずれかを週4日以上利用したいという意向などから推計しております。	52 53
6	第4章 子ども・子育て 支援法に基づく市町村計画 2各年度における量の見 込みと提供体制の確保	P52.53関連 いきいき事業を含めた全体のニーズ量はR7年度の46,192人からR11年度42,146人と約9%減となっていますが、放課後児童健全育成事業に関しては6,777人（R7年度）から6,682人（R11年度）と1.5%しか減りません。利用料が無償の全児童対策事業のニーズは減りますが、高額な利用料を必要とする留守家庭児童対策事業のニーズは今後も維持されます。利用料を減額できれば更に利用者が増加することが予想されます。こうした大阪市のニーズを正確に計画へ反映させ、働く保護者の子育てを支援する事業を充実していくことが必要です。	児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業の量の見込みについては、国に示された算出方法に基づき、年齢別推計人口、並びに「大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査」にもとづく就労状況及び両事業のいずれかを週4日以上利用したいという意向などから推計しております。 このうち、「国の放課後児童健全育成事業補助対象量」の見込みについては、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生のみを対象としており、留守家庭児童対策事業及び一部の児童いきいき放課後事業が該当するものです。令和7年度から11年度の減少率については、対象となる児童いきいき放課後事業の見込み数が増えることが要因となっております。	52 53

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え	素案 掲載 ペー
7	第4章 子ども・子育て 支援法に基づく市町村計 画 2 各年度における量の見 込みと提供体制の確保	P52 53に関して 待機児0名としていますが、「学童に入れなかった」という声を聞 きます。いきいきではなく学童に入りたくて、入れなかった児童 は待機児童です。適当に数字を操作しないで下さい。	本市における放課後児童施策は市内の全ての小学校区において、留守家 庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき放 課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事 業を実施する民設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策事 業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部 を補助しています。 このため、児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業における 「量の見込み」に対する「確保の内容」については同数と見込んでおりま す。	52 53
8	第4章 子ども・子育て 支援法に基づく市町村計 画 2 各年度における量の見 込みと提供体制の確保	P52 (2) の留守家庭児童対策事業の本文「保護者が～補助しま す。」について、下記のとおり、修正追記をお願いします。「放 課後に遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るた め、」➡「放課後の安全・安心な「居場所」となる遊びや生活の 場を提供し、子ども同士の交流や主体的な遊びや学びの機会を通 じ、児童の健全な育成を図るため、」（留守家庭児童対策事業が 単に遊びや生活の場だけでないことが伝わるよう本文の検討修正 をお願いします。）	留守家庭児童対策事業は、児童福祉法第6条の3第2項第2号に 定める放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の放課後児童 クラブに対して、事業に要する経費の一部を補助するものです。 同法において、「放課後児童健全育成事業とは小学校に就学し ている児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいな いものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切 な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をい う。」と規定されております。	52
9	第5章 基本施策と個別 の取組 基本方向2	区には学童が1つしかなく、学校終了後25分ほどかけ、徒歩で学 童へ向かいます。不審者、交通事故や夏の暑い時間帯（13：30～ 15：30）の下校では熱中症の心配など不安はつきません。校区に 1つ学童を開設し、子供の安全確保に努めて頂きたい。	本市における放課後児童施策は市内の全ての市立小学校におい て、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に、平日の放課後の ほか土曜日、夏休みや冬休みなど長期休業日に、児童の安全・安 心な居場所を提供する「児童いきいき放課後事業」を中心とし、 留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民 設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策事業（放 課後児童クラブ）」を補完的役割として、実施事業者に対して事 業に要する経費の一部を補助しているところです。	88 89

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え	素案 掲載 ページ
10	第5章 基本施策と個別 の取組 基本方向2	夜間や早朝に子どもを預けたい人のために24時間の学童保育を導入してはどうか。	本市では、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を主な対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るため、民設民営で実施されている事業者へ補助金の交付を行う留守家庭児童対策事業（放課後児童クラブ）を実施しております。 一方、留守家庭の子どもに限らず、すべての小学生等に放課後等の安全・安心な遊び場・居場所を提供し、その健全な育成を図ることを目的として、全市立小学校で児童いきいき放課後事業を実施しております。 事業趣旨をふまえ、留守家庭児童対策事業は放課後からおおよそ19時まで、児童いきいき放課後事業は18時までの開所となっております。 また、10歳未満の児童の預かりにつきましては、概ね通学前の7時から放課後の20時までの時間帯において、子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、会員同士が子育てを支え合う相互援助の仕組みである「ファミリー・サポート・センター事業」にご登録いただき、ご利用いただくことが可能です。	88 89
11	その他	いきいきと学童保育の両事業の充実が必要にも関わらず、なぜ補助額がこんなにも違うのか知りたい	本市における放課後児童施策は、市内の全ての市立小学校において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に、平日の放課後のほか土曜日、夏休みや冬休みなど長期休業日に、児童の安全・安心な居場所を提供する「児童いきいき放課後事業」を公設民営により実施するとともに、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の放課後児童クラブに対して事業に要する経費の一部を補助する「留守家庭児童対策事業」を実施しています。 「留守家庭児童対策事業」については、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業により、放課後児童支援員の経験等に応じた処遇の改善を促進するとともに、令和4年2月からは、放課後児童支援員に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、収入を3%程度引き上げるための費用を補助し、また、令和6年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準を新設するなど、補助の充実に努めているところです。	—

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え	素案 掲載 ペー
12	その他	学童保育はいきいき事業の補完的役割とされているが、実態は、学童の定員がいっぱいで入所できずに、いきいきを利用していたり、学童の利用料負担が大きくて、いきいきを利用していたりするので、いきいきの方が学童保育の補完と言えるのではないかと。どちらが主でどちらかが補完という考え方ではなく、どちらも充実してというように考えてほしい。	本市における放課後児童施策は、市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しているところです。 「留守家庭児童対策事業」については、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業により、放課後児童支援員の経験等に応じた処遇の改善を促進するとともに、令和4年2月からは、放課後児童支援員に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、収入を3%程度引き上げるための費用を補助し、また、令和6年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準を新設するなど、補助の充実に努めているところです。	—
13	その他	大阪市はいきいきで学童保育をしていることになっているが、子どものたまり場があるだけで、保育をしているといえるのか疑問。そもそも児童福祉事業ではない。保護者が仕事などで家が留守になっている子どもが集まっているのだから、児童福祉の観点から子どもの育成事業を進めていく必要があると思う。居る場所があるだけでは不十分である。	本市における放課後児童施策は、市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しているところです。 留守家庭児童対策事業は、児童福祉法に基づき、適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図っており、児童いきいき放課後事業は、小学校の余裕教室等を活用して、主体的な学習のほか、遊びやスポーツなど集団活動や異年齢との交流をとおして、その健全な育成を図っております。	—

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え	素案 掲載 ペー
14	その他	この計画ではどこを改善していくのかわかりにくいです。いきいきも学童保育も充実させてください。いきいきの説明だけでなく、学童保育の説明も学校で行っていただきたいです。	本市における放課後児童施策は、市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しているところです。 「留守家庭児童対策事業」については、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業により、放課後児童支援員の経験等に応じた処遇の改善を促進するとともに、令和４年２月からは、放課後児童支援員に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、収入を３％程度引き上げるための費用を補助し、また、令和６年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を２名以上配置した場合」の補助基準を新設するなど、補助の充実に努めているところです。 「留守家庭児童対策事業」の広報については、放課後児童クラブと児童いきいき放課後事業の実施場所や連絡先をまとめたパンフレットを各区及び各小学校へ配布しているほか、本市ホームページにおいて、各放課後児童クラブの実施場所や連絡先を掲載しており、それぞれの保育内容を確認できるようリンクさせております。	—
15	その他	学校が終わってからの子供達が送る生活は、親も安心できて子供にとっても楽しい居心地のいい番所であってほしいと思います。１年生～６年生という幅広い交流をどう活かせるのか？学校以外での生活も充実したものにしてほしい。学童では、こういった悩みが解決できる場所だと思います。遊び、勉強で分からない所は上の学年が教えてくれたり、下の学年はそういう姿を見て学び自分もまた下の子に教えていく。兄妹がいない家庭ではこういった経験ができるのも学童の良さではないのかなと思います。いきいきには無い学童だからこそできる事がたくさんあって子供達には必要な経験ができる場所をこれからも無くさないようにしてほしいです。	本市における放課後児童施策は、市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しており、令和７年度以降も継続していきます。	—

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え	素案 掲載 ペー
16	その他	この計画を通じて、大阪市での子育てに関する取り組みや課題について、大まかに理解することができました。ありがとうございます。少し私の意見を述べさせていただきます。 1つ目に、放課後サービスの利用料金についての詳細な状況を知りたいです。特に、利用料金が家庭の経済状況によってどのように設定されているのか、また、料金負担が子育て世帯にとって適切なものとなっているかについて関心があります。 2つ目に、放課後サービスの利用者数についての現状を知りたいです。年齢や学年ごとの利用者の内訳や、利用希望者数と実際の利用者数の差など、具体的なデータがあれば理解が深まると思います。 3つ目に、放課後サービスにおける子どもたちの時間割やスケジュールの状況を教えていただきたいです。例えば、子どもたちがどのような活動に参加しているのか、勉強の時間や自由遊びの時間がどの程度確保されているのかなど、具体的な内容を知りたいと思っています。 これらの情報をいただくと、放課後サービスがどのように運営され、子どもたちや保護者にどれほど役立っているのかをより深く理解する助けになると思います。	本市における放課後児童施策は市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の放課後児童クラブへの補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しているところです。 「児童いきいき放課後事業」は、安全管理にかかる経費として年額500円を除き無料でご利用でき、放課後活動室にきてすぐ宿題タイムや読書を行ったのち、室内又は室外において遊びやスポーツなどの活動を行っておりますが、活動スケジュールについては各活動室において設定されております。同事業の詳細については、本市ホームページをご参照ください。 https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000002464.html 放課後児童クラブにおける利用料金及び活動スケジュールについては、各事業者において設定されております。なお、本市ホームページにおいて、放課後児童クラブの実施場所や連絡先を掲載しており、放課後児童クラブのホームページへ移行できますので、保育内容等をご確認いただけます。 https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000502893.html 両事業における利用者数等については、「こども計画」別冊資料をご参照ください。	—

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え	素案 掲載 ペー
17	その他	現在不登校児の増加が問題になっている。不登校児の居場所を増やし学童保育所が1つの場として不登校児支援を行えるような環境作りに努められるよう又、すべての子ども達が安心して過ごし学びの場を生み出す計画を立て検討してほしい。	本市における不登校支援として、まずは各校において、誰もが安心して学べる、不登校が生じないような魅力ある、より良い学校づくりに取り組んでおります。また、登校しても自分の教室に入りづらい児童生徒の社会的自立に向けた支援として、校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)をモデル校に設置しております。 さらに、学習意欲はあっても登校できない児童生徒を対象に、多様な学びの場の確保に向けて、市内3か所で教育支援センターを運営しております。くわえて、在籍校への登校が困難な生徒への支援として、「学びの多様化学校」である心和中学校を開校するとともに、すべての不登校児童生徒及び保護者を支援するための登校支援室「なごみ」を併設設置しております。 今後も引き続き、不登校児童生徒全てに学びの場を確保するとともに、不登校児童生徒への支援の充実を推進してまいります。 なお、放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の3第2項において「小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」と定められており、不登校状態の子どもを受け入れる施設としては位置付けられていません。	—
18	その他	大阪市の学童保育は、保護者としては、子どもにとって保護者に替わる大人がいて、安心できる第2の家のような存在です。いきいきや、放課後等デイサービスとも種の異なるものだと思います。共働き家庭や、ひとり親家庭が増えている今、いきいきではなく学童に預けたい、でも費用面の問題等でそれが叶わない家庭も少なくないと聞きます。子どもを第一に考える、こども計画なのであれば、子ども目線、子どもを養育する保護者目線で考えてもらえると嬉しいです。1番は環境整備（指導員の確保、施設の充実）をしてもらうことが子どもたちのためになると思うので、そのための費用などの補助金を増やしてほしいです。	本市における放課後児童施策は、市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しているところです。 「留守家庭児童対策事業」については、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業により、放課後児童支援員の経験等に応じた処遇の改善を促進するとともに、令和4年2月からは、放課後児童支援員に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、収入を3%程度引き上げるための費用を補助し、また、令和6年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準を新設するなど、補助の充実に努めているところです。	—

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え	素案 掲載 ページ
19	その他	学童保育に通っているが人数に対して部屋がせまく、のびのびすごせない環境なので、補助金等見直しや、空き家の活用等できるようにして頂きたい。	本市における放課後児童施策は市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しているところです。 施設に関する経費については、事業を運営するための経費として、本市運営費補助金の対象経費に含まれており、各事業者において判断されるべきものと考えています。	—
20	その他	「放課後児童クラブ」運営を財産面でさらに支援することが必要と考えます。放課後児童クラブの運営は、保護者が利用料以外で金銭面の負担をしていたり、借金をして運営していたりと持続的な運営状況になっていません。キャッシュフロー状況も自転車操業のレベルを超えています。 指導員の待遇も低賃金であり、次世代の担い手確保も課題です。補助金支給額の拡充・早期支給を強く望みます。 また「児童いきいき放課後事業」では、保育時間・保育日が十分でないこともあり、共働きしている家庭の所得向上・一人親家庭の親がフルタイムで働く環境を確保するには「放課後児童クラブ」の体制拡充が必要と考えます。	本市における放課後児童施策は、市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しているところです。 「留守家庭児童対策事業」については、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業により、放課後児童支援員の経験等に応じた処遇の改善を促進するとともに、令和4年2月からは、放課後児童支援員に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、収入を3%程度引き上げるための費用を補助し、また、令和6年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準を新設するなど、補助の充実に努めているところです。 なお、「児童いきいき放課後事業」については、平日の放課後に加え、土曜日・夏休みなど休業日にも、安全・安心な居場所を提供しております。	—

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え	素案 掲載 ペー
21	その他	「いきいき」に焦点が当てられることが多いですが保護者としてはより専門的で安全な環境を提供頂ける学童保育が重要だと考えています。 学童保育は専門のスタッフによる指導とサポートを提供し、子供達が放課後も健全で豊かな時間を過ごせる場所だと考えています。 特に下記について改善頂くようご検討ください。 ・指導員の労働条件の改善と質の向上 学童保育を担当する指導員の労働条件を改善し適正な報酬や労働環境の整備について検討ください。そのうえで、指導員の質の向上に向けた研修プログラムの充実や資格取得のサポートも行って頂きたいです。 母親にとっては継続的に働ける環境を確保するために学童保育の充実が不可欠です。大阪市の学童保育がさらに充実し子供達が安全で健全に過ごせる環境が整うようご検討ください。	本市における放課後児童施策は、市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しているところです。 「留守家庭児童対策事業」については、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業により、放課後児童支援員の経験等に応じた処遇の改善を促進するとともに、令和4年2月からは、放課後児童支援員に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、収入を3%程度引き上げるための費用を補助し、また、令和6年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準を新設するなど、補助の充実に努めているところです。 放課後児童支援員等研修につきましては、年間を通して受講可能となるようWEB研修を導入し、本市が主催する専門家を講師とする実践的な研修のほか、国や大阪府、本市他局が主催する様々な受講機会を増やすことにより、専門的な知識の向上など研修の充実に努めております。また、大阪府が実施する放課後児童支援員認定資格研修への計画的な参加、修了を進めております。	—
22	その他	留守家庭児童対策事業のニーズが高まっていると感じていますが、保育料が高く入所を控えてしまう方が多いです。希望する家庭が保育料などのお金ために入れなくなるのをなくすために、補助金を増やしては入りやすくなるようにしてください。	本市における放課後児童施策は、市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しているところです。 「留守家庭児童対策事業」については、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業により、放課後児童支援員の経験等に応じた処遇の改善を促進するとともに、令和4年2月からは、放課後児童支援員に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、収入を3%程度引き上げるための費用を補助し、また、令和6年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準を新設するなど、補助の充実に努めているところです。	—

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え	素案 掲載 ペー
23	その他	「いきいきが受け皿になっている」とありますが、果たしてそう ですか?教室にぎゅうぎゅう詰めに入っている子ども達。1人1人の 様子を見られているのでしょうか? 子ども達にとって、放課後を過ごす場所は色々あると思います。 学童保育といきいきを一緒に考えず、しっかりと別々の場所、考 え方として下さい。	本市における放課後児童施策は、市内の全ての小学校区において、留守 家庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき 放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成 事業を実施する民設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策 事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部 を補助しているところです。 留守家庭児童対策事業は、児童福祉法に基づき、適切な遊び及び生活の 場を与えて、健全な育成を図っており、児童いきいき放課後事業は、小学 校の余裕教室等を活用して、主体的な学習のほか、遊びやスポーツなど集 団活動や異年齢との交流をとおして、その健全な育成を図っております。	—
24	その他	学童保育の運営効率化のため、AIを活用したシステムの導入を もっと推進したはどうか。例えば、親が利用時間を登録できるア プリや学童の混雑状況をリアルタイムで確認できる仕組みなど。	「留守家庭児童対策事業」については、放課後児童健全育成事業を実施 する民設民営の放課後児童クラブに対して事業に要する経費の一部を補助 しているところです。 システム導入にかかる経費については、事業を運営するための経費とし て、本市運営費補助金の対象経費に含まれており、各事業者において判断 されるべきものと考えています。	—
25	その他	大阪市内の学童を利用しています。保護者の負担を軽減する為、 働いて下さっている職員の方々の賃金を増額する為、利用してい る場所の家賃補助の為など補助金の増額が必要だと思ひます。子 どもたちの生活の為、よろしくお願い致します。	本市における放課後児童施策は、市内の全ての小学校区において、留守 家庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき 放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成 事業を実施する民設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策 事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部 を補助しているところです。 「留守家庭児童対策事業」については、放課後児童支援員キャリアアッ プ処遇改善事業により、放課後児童支援員の経験等に応じた処遇の改善を 促進するとともに、令和4年2月からは、放課後児童支援員に加え補助員 も含めた職員の処遇を改善するため、収入を3%程度引き上げるための費 用を補助し、また、令和6年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課 後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準を新設するなど、補助 の充実に努めているところです。 家賃等の経費については、事業を運営するための経費として、本市運営 費補助金の対象経費に含まれているところです。	—

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え	素案 掲載 ペー
26	その他	大阪市の「学童保育」においては、共働きの保護者自らが指導員と協力して、市内各地に学童保育所を作り、保護者自らが運営（民設民営）しているため、かなりの負担を強いられております。 そのため、大阪市行政にて運営保育の実施を要求します。	本市における放課後児童施策は、市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しているところです。 「留守家庭児童対策事業」については、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業により、放課後児童支援員の経験等に応じた処遇の改善を促進するとともに、令和4年2月からは、放課後児童支援員に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、収入を3%程度引き上げるための費用を補助し、また、令和6年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準を新設するなど、補助の充実に努めているところです。	—
27	その他	放課後児童支援員認定資格研修を終えてから修了証の交付までの期間を早めてほしい	放課後児童支援員の認定研修は、大阪府が実施していることから、修了証を大阪府が発行し、大阪市が交付しており、発行後、速やかな交付に努めているところです。	—

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え	素案 掲載 ページ
28	その他	学童の施設が古く、人数も増えてきたため、子どもたちが所狭しと遊んでいるので、施設をもっと充実させてほしい。小学校から子どもの足で10分くらい徒歩でかかるので、距離的にも負担がないところに引っ越してほしいと思います。それと小学校内のいきいき活動の保育時間が短いので、夜はせめて6時半までは預けられるようにしてほしい。学童の保育料が2万円ほどかかるので負担を減らしてもらえると助かります。学童は夜7時過ぎまで預かってもらえるので、とても助かってはいるのですが、土日祝のイベントが毎月何かとあるので、それについても費用がかかるし、平日は学校で疲れ、土日祝は学童の行事もあると、とても疲れるし、保護者についても仕事のため保育ができないから預けているのに、学童の保護者会（平日の時もあり夜20時～22時くらいまでである）も長時間あったり、イベントについての会議や土日祝のイベントにかり出されるので何のために働いているのかわからないのが現状です。働いている親の負担を増やさないう、もっといろいろな子どもへの支援をしてほしい。学童等の指導員の方の待遇をもっと良くしてあげてほしいです。	本市における放課後児童施策は、市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しているところです。 「留守家庭児童対策事業」については、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業により、放課後児童支援員の経験等に応じた処遇の改善を促進するとともに、令和4年2月からは、放課後児童支援員に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、収入を3％程度引き上げるための費用を補助し、また、令和6年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準を新設するなど、補助の充実に努めているところです。 「児童いきいき放課後事業」は、放課後から18時まで実施しておりますが、令和7年度からは、全活動室において19時まで延長する方向で検討しているところです。 「留守家庭児童対策事業」の施設設備に関することは、本市運営費補助金の対象経費に含まれており、また、保育料の設定については、各事業者において判断されるべきものと考えています。	—
29	その他	この計画では、放課後事業をどう改善していくのかわかりにくく、現場としては、正規職員が1名で放課後児童支援員のなり手不足の影響で保護者にも大きな負担がかかっています。 そのような現状があることを踏まえて放課後事業の改善点を修正してください。	本市における放課後児童施策は、市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しているところです。 「留守家庭児童対策事業」については、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業により、放課後児童支援員の経験等に応じた処遇の改善を促進するとともに、令和4年2月からは、放課後児童支援員に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、収入を3％程度引き上げるための費用を補助し、また、令和6年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準を新設するなど、補助の充実に努めているところです。	—

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え	素案 掲載 ページ
30	その他	この計画では放課後事業をどう改善していくのか分かりにくく、現場としては、留守家庭事業では職員を探すのが非常に困難で、資格を持った方を探すのはさらに困難です。子どもと保護者が安心して利用するために資格は非常に重要なので室を下げることなく、資格を取る講座などを広く開講して放課後児童支援員の量を増やすことを計画にいらしてください。	本市における放課後児童施策は、市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の事業者への補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、事業者に対しては事業に要する経費の一部を補助しているところです。 「留守家庭児童対策事業」については、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業により、放課後児童支援員の経験等に応じた処遇の改善を促進するとともに、令和4年2月からは、放課後児童支援員に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、収入を3%程度引き上げるための費用を補助し、また、令和6年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準を新設するなど、補助の充実に努めているところです。 また、大阪府が実施する放課後児童支援員認定資格研修への計画的な参加、修了を進めております。	—
31	その他	学童保育においても、一日利用が出来る制度を設けて欲しい。いきいきでは、一日利用出来るとされているが、解説時間が学童保育と比べて短いという制限があるので、学童保育でも一日利用出来る様にすれば、利用したいと思う家庭も増えるのではないのでしょうか。	「児童いきいき放課後事業」は、市内の全ての市立小学校において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に、平日の放課後のほか土曜日、夏休みや冬休みなど長期休業日に、児童の安全・安心な居場所を提供しており、一日のみの利用でも可能です。 「留守家庭児童対策事業」は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の放課後児童クラブに対して事業に要する経費の一部を補助しており、週4日以上利用する児童が補助対象となります。	—
32	その他	いきいきで延長の子には5時頃におやつを出してほしい。	おやつ提供にあたっては、児童の安全確保のため、アレルギーをもつ全ての児童を把握し、食べる場所を分けるなどの対応が必要となりますが、利用児童が100名を超える活動室もあり、アレルギー対策が十分に行えないことから、原則、おやつ提供は行っておりません。 しかしながら、時間延長をご利用される場合には、保護者の責任においておやつを準備し、持参してもらえる場合に限り、おやつタイムを設けている活動室もございます。	—